

平成25年(ワ)第554号 ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求事件

原告 飯尾正二 外47名

被告 チッソ株式会社 外2名

意見陳述

～なぜ原告らは裁判に立ち上がったのか～

2013(平成25)年9月20日

熊本地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 園田昭人

1 和解と特別措置法

ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟(ノーモア・ミナマタ第1次国賠等訴訟)は、一昨年3月、和解により全て終了しました。国とりわけ環境省の皆さんが、和解成立に向け、多大な尽力をされたことはよく知っています。

この和解成立により、国及び熊本県は、水俣病の全面解決に向け大きく踏み出されるものと期待していました。具体的には、水俣病被害者救済特別措置法(以下「特措法」という)が定める「あたら限り全ての被害者救済」と「水俣病問題の全面解決」を実現するための措置を取られるものと考えていました。

2 被害者切り捨てによる幕引きは許されない

ところが、環境省及び熊本県は、多くの水俣病被害者の期待に反し、被害者切り捨てによる水俣病問題の幕引きを強行しようとしています。

その一つが、「特措法の受付締め切りによる被害者切り捨て」です。環境省は、多くの被害者の反対にもかかわらず、昨年7月末で特措法の申請受付を締め切りました。潮谷義子元熊本県知事が提案された不知火海沿岸住民の広範な健康調査は未だに実施されていません。県外転出者のなかには、今でも特措法を知らない人が多くいます。そのようなもとの、特措法の受付を締め切ってしまうと、多くの被害者が切り捨てられることに

なります。本件の原告には締め切り後に名乗り出た者はいませんが、今後の追加提訴に加わることは確実です。

二つめは、「不当な線引きによる被害者切り捨て」です。広範な健康調査が実施されず、汚染魚介類の広がり等の十分な調査がなされないもとで、いわゆる地域外の人に対し入手が困難な資料の提出を求め、それがなければ検診さえ受けられないとの扱いや、いわゆる年代外の人に対し臍帯データの有無で判断するという差別的取り扱いをしたのでは、被害者が切り捨てられるのは必至です。本件の原告らの多くは不当な線引きにより切り捨てられた者であり、本件の主要な争点といえます。

三つめは、「不服申立を認めないことによる被害者切り捨て」です。環境省及び熊本県は、行政処分ではないとの理由で、非該当となった特措法申請者の異議申立を認めていません。該当の有無は、行政が一方的に判定していますし、非該当となれば補償が受けられないのですから、不服申立を認めないのは不当です。現に、新潟県の泉田裕彦知事は、不服申立を認めています。また、多くの行政法学者が行政処分であるとして環境省の対応を批判しています。本件の原告らの多くは、不服申立を拒否された者です。

四つめは、「公健法における行政認定基準を改めないことによる被害者切り捨て」です。本年4月16日、熊本県が認定申請を棄却していた患者につき、最高裁は、水俣病と認定すべきとの判断を下しました。環境省は、この最高裁判決後も、いわゆる昭和52年判断条件を全く改めようとしていません。

3 すべての水俣病被害者救済のために

公式確認から57年が経過してもなお未解決で、新たに訴訟が提起されるという事態は誠に異常です。来月7日から5日間の日程で、熊本市及び水俣市において、「水銀に関する水俣条約外交会議」が開催されますが、被害者救済問題すら未解決なのに水俣病の教訓を世界に発信できるのでしょうか。

私たちは、司法による恒久的な救済制度である「司法救済制度」が必要だと考えます。「司法救済制度」とは、原告と被告が、公平な裁判所の関与のもとで、基本合意を行い、新たな提訴者もその基本合意に基づき解決を図るというものであり、既にハンセン病や薬害肝炎で行われているところです。水俣病被

害者の救済を図る特別立法がなされてもなお行政が被害者切り捨てを行うのであれば、司法の場で解決するしかありません。

公害の原点といわれる水俣病の全面解決は、多くの公害被害者が願っているところです。先月24日、「原発事故の完全賠償をさせる会」の事務局長をされている菅家新さんにお会いしました。菅家新さんは、福島第1原発事故の被害者が水俣病被害者のように切り捨てられることをたいへん心配しておられました。福島第1原発事故の被害者も、本件訴訟に注目しています。

水俣病被害者救済問題は、認定義務付け訴訟で行政の敗訴が確定し、特措法締め切り後に新たな国賠訴訟が提起されたことで、新たな局面を迎えたといえます。全ての関係者が、本来の使命を果たし、全面解決を目指し行動すべきであることを訴え、私の意見陳述を終わります。

以上